

市政草案

(草案)

● 行政

- 一 市参事會。廢止
- 二 市會の毎月定時開會
- 三 市制中條今の撤廃的改正
- 四 市議選舉權の拡張
 - (1) 満廿才以上の男女は公民權を有す
 - (2) 居住制限の撤廃
 - (3) 二ヶ年毎に選挙を行ふ
 - (4) 候補者の伏託金制度の撤廃
 - (5) 下級官吏並に教員と虽も被選挙權を有す
 - (6) 投票日主休日とし貸銀又は日給に相當する手當は公費負擔
 - (7) 全市を一選挙区とす
- 五 市政自治權の確立
 - (1) 市會。絶体公開
 - (2) 市會。提案權、議決權、執行權制權。廢止
 - (3) 内務大臣の市會解散權の廢止
 - (4) 内務大臣、大藏大臣並に知事に依り監督權の縮少
 - (5) 市役所の事務及手續の簡捷
 - (6) 退職議員の永久的公民權剥奪
 - (7) 市會。原則的夜間開會
 - (8) 被産權者の市會議員選挙上候補及被産權者に於ける在職權の確立
 - (9) 当選後に於ける在職權の確立
 - (10) 併得案件に於ける一般投票制採用
 - (11) 一般投票に依る購買法捨制採用

● 財政

- 一 市債政策の改善並に財政上策の根本的再建
- 二 國庫補助金の増加
- 三 國庫補助金の撤廃
- 四 市長、助役其他高級吏員の肥實削減、下級吏員従業員の徹底的待遇改善
- 五 稅制の徹底的整理
 - (1) 借地權稅並に借地權取得稅の創設及并
 - (2) 不動産取得稅並に與稅、特別稅の増額
 - (3) 牛馬車・荷車・自転車・荷船の雜稅附加稅の廢止
 - (4) 庭園稅、郵便稅、商品切手稅、ビール・インダグ稅、銀行會社稅、畜生稅等の創設
 - (5) 土地増加稅、市内森林稅、閑空地稅の創設
 - (6) 所得稅調査委員の一般の公選
 - (7) 國庫負擔自動車水道の市營産業に對する一般市民並に従業員の参加に依る經營改善委員會の設置
 - (8) 受益者負擔金の増額
 - (9) 物品購入制度の改善

● 社會政策

- 一 住宅
 - (1) 家賃値下の爲めの家屋稅一切の附加稅の廢止